

校 則（生活指導に関する部分を抜粋）

生徒心得

- 常に大高生としての自覚を忘れず自分の言動に責任を持つ。
- 互いに礼節を重んじ、信頼し合い、あいさつをしよう。
- 毎日の生活を規則正しくし、悔いのない高校生活を送ろう。
- 地域社会のスポーツ活動、奉仕活動等に積極的に参加しよう。
- 正しい交通道德、交通法規を身につけ、交通安全に努めよう。
- 情報モラルを身につけ、ネット上でのルール、マナーを守ろう。
- いじめはしない、させない、許さない。

1 校内の心得

- (1) 登校時間を守り、登校後は自学自習に努める。
- (2) 服装規定を守り、身だしなみは整える。
- (3) 欠席・遅刻・欠課をする際は必ず連絡をする。
- (4) 無断外出をしないこと。必要なときは、担任から外出許可をもらって外出する。
- (5) 始業合図の前に、授業の準備をして待つ。
- (6) 施設・用具・運動場等を使用するときは、係の先生の許可を受け、使用後はきちんと後始末をする。
- (7) 学校生活に不要なものを持ち込まない。携帯電話（スマートフォン）等については校内持ち込み許可願を提出した生徒に限り、校内持ち込みを許可する。ただし、校内においては教職員の指導の下、指定された時間帯、指定された場所で使用を許可する。
- (8) 下校時刻を守る。年間を通して午後7時が下校時刻である。これ以後残留の用件がある場合は許可を受けること。
- (9) 学寮に無断で立ち入らない。学寮生も登校後は放課後まで帰寮してはならない。特に用件のある場合は、舎監の先生の許可を受ける。

2 校外の心得

- (1) 夜間外出をしない。午後10時以降の外出は厳に慎む。
- (2) 無断外泊、無断旅行等はしない。必要な際は、届け出を行う。
- (3) 飲酒、喫煙は絶対にしない。
- (4) 次の場所に立ち入らない。
パチンコ店 ゲームセンター ビリヤードその他一般社会人向けの遊技場、社交場等（カラオケボックスへの出入りは、午後7時までとする）
- (5) 単車の運転免許取得はしてはならない。
- (6) 自転車通学は、所定の手続きを行い、許可を受ける。

3 試験中の心得

（省略）

4 部活動

- (1) 部活動には積極的に参加し、自発的、計画的、継続的に活動し、心身の鍛錬と個性の伸長に努める。
- (2) 毎日の活動は長時間にわたらないことを原則とする。
- (3) 対外活動、校外活動、服装、健康状態、悩みなど、活動についてのあらゆる面で顧問の先生とよく相談し、助言や指導を受けて、充実した活動を心がける。
- (4) 大会出場や合宿等については、別に定める「派遣規定」「合宿規定」によるものとする。

5 諸願届など

- (1) 諸願届は、学年・学級・生徒番号・氏名を明記し、原則として学校長あてとする。生徒・保護者連署で、担任（場合によっては関係の係の先生）に提出し、指示・指導を受ける。

（省略）

- (10) 対外活動、校外活動を行う際は、あらかじめ保護者の同意（承諾）を得て、顧問・担任を通して許可を受ける。
- (11) 掲示・放送については、所定の手続きによって係の先生の許可

を受ける。

- (12) アルバイトは原則として禁止する。やむを得ぬ事情のある場合は生徒支援部で個別に審議する。
- (13) 自動車等の運転免許については、別に定める関係の諸規定によるものとする。（3年次2月以降）
- (14) 自転車通学は、所定の手続きによって許可を受ける。

服装等規定（令和7年4月1日施行）

服装は端正、清潔、質素を旨とし、大高生としての品性を保つために、次のとおり定める。

1 制服

登校時は校内外を問わず制服着用を原則とする。ただし特別な許可がある場合はこの限りではない。

＜A＞ 学生服着用の場合（全て学校指定）

(1) 冬服

- ・上着、スボンとも、原則として本校所定のマークの付いた学生服とする。ボタンは学校指定のものとする。中は校章入り長袖または半袖カッターシャツとする。

(2) 夏服

- ・半袖開襟シャツに冬服と同型のスボンとする。
- (3) 長袖カッターシャツ(校章入り)での登校を認める。
- (4) ベルトの色は黒とする。



↑ 指定ボタン

- (5) 靴下は派手に見えないことを基準とし、白、黒、グレー、紺等とする。

＜B＞ プレザー着用の場合（全て学校指定）

(1) 冬服

- ・スラックスの場合：プレザー、スラックス、シャツ、ネクタイもしくはリボンとする。
- ・スカートの場合：プレザー、スカート、シャツ、ネクタイもしくはリボンとする。
- ・旧制服の場合：プレザー、ジャンパースカート、ブラウス、黒リボンとする。

(2) 夏服

- ・スラックスの場合：スラックス、半袖シャツ、ネクタイもしくはリボンとする。（ネクタイもしくはリボンはつけなくてもよい。）
- ・スカートの場合：スカート、半袖シャツ、ネクタイもしくはリボンとする。（ネクタイもしくはリボンはつけなくてもよい。）
- ・旧制服の場合：ジャンパースカート、ブラウス、黒リボンとする。（黒リボンはつけなくてもよい。）

(3) 中間服

- ・スラックスの場合：スラックス、シャツ、ネクタイもしくはリボンとする。（ネクタイもしくはリボンはつけなくてもよい。）
- ・スカートの場合：スカート、シャツ、ネクタイもしくはリボンとする。（ネクタイもしくはリボンはつけなくてもよい。）
- ・旧制服の場合：ジャンパースカート、ブラウス、黒リボンとする。（黒リボンはつけなくてもよい。）

- (4) 靴下は派手に見えないことを基準とし、白、黒、グレー、紺等を許可する。冬のタイツは黒とする。

- 2 夏服、中間服、冬服の更衣期間が設けられない。ただし、入学式、卒業式、離任式等の公式行事の際は冬服とする。特別な事情があり、異装が必要な場合は、必ず担任に届け出て許可を得る。

- 3 制靴 黒皮の制靴（ローファー）、または白を基調とした運動靴とする。

- 4 髪型 髪型は端正、清潔、質素を旨として、大高生としての品位を保つために特に留意する。ただし、パーマ、髪の色染、脱色等は禁止する。

5 その他

- (1) 通学カバンは華美でないものとする。
- (2) ピアス、マニキュア、化粧、カラーコンタクト等は禁止する。
- (3) あごひげ・口ひげ等ははささない。
- (4) 肌着・インナーは目立たない色にする。

